

□補助事業者 下記の条件をすべて満たすもの

- ・空き家の所有権者(個人)または所有者(個人)の承諾を受けた者(個人)
- ・岡山市の税金を滞納していない者
- ・暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者を含む)でない者



危険な空き家そのままにしていませんか？



空き家の解体をお考えの方へ

除却工事費補助のご案内

□補助事業 下記のいずれかに該当するもの

- ①除却工事(建築物及びこれに附属する工作物の全部の撤去に係る工事)
- ②除却工事及び附帯工事(敷地にある門扉、塀、立木等の撤去に係る工事)
- ③応急措置(地域の住民等に危害を及ぼす等の危険な状態を回避するために必要な措置)
※いずれも市内施工業者が行う工事に限ります。

・令和7年2月14日(金)までに実績報告書の見込みがあるもの

□申請受付

- ・令和6年4月8日(月)から令和6年12月13日(金)(予定)まで
(ただし、特定空家等と認定された後からの申請受付となります。)
- ・補助要件の確認及び添付資料のご案内のため、事前に相談をお願いします。
- ・相談日時については、必ず事前に予約をしてください。予算に達し次第受付を終了します。

□補助事業者の責務

- ・事業実施後、空家等又は空き地について適正な管理を行わなければなりません。

岡山市 建築指導課 空家対策推進室

☎ 086-803-1410

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000006222.html>



老朽化した危険な空き家を放置すると、防災・防犯・衛生・景観等の観点から、市民の生活環境に深刻な影響を及ぼす場合があります。早めの適正な管理を実施するために、老朽化した危険な空き家の除却にかかる費用を一部補助する制度です。



↓
空家対策推進室
へ相談

補助対象は
特定空家等
(危険な空き家)



特定空家等のイメージ

特定空家等
(危険な空き家)に認定



補助金交付申請



解体

除却工事費補助

補助率:除却工事等に要する金額の**3分の1**

上限額:**50万円**(応急措置の場合は10万円)

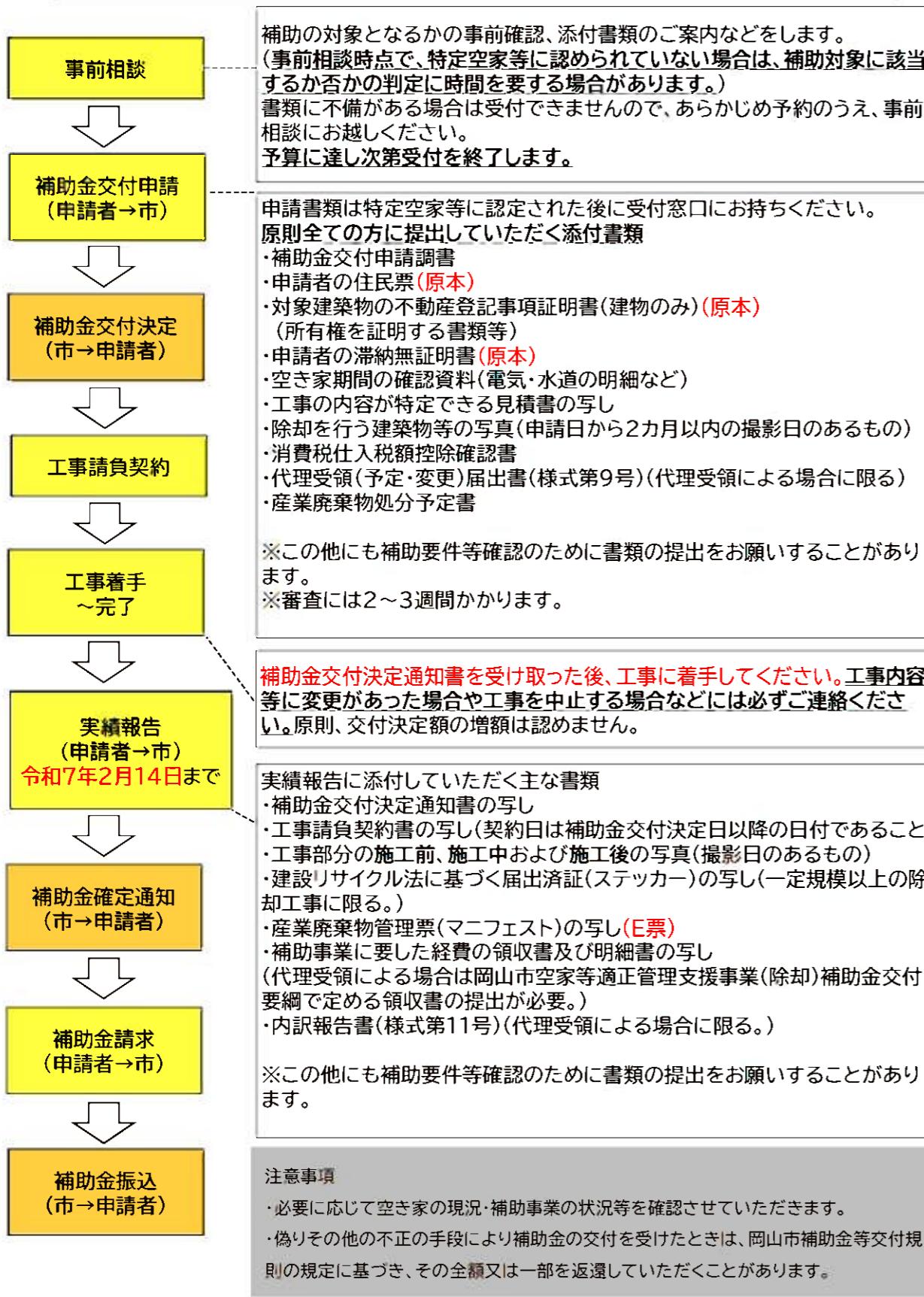
条件:岡山市内にある、空家法の規定による

特定空家等

(ただし、空家法第22条第2項に基づく勧告を受けた特定空家等は除く。)



□手続きの流れ



空き家に関する他の補助制度

除却補助

制度の詳細はこちらから →



地域活性化除却

法律に基づく**特定空家等**の除却費用の一部補助を行っています。

区分	補助率	補助額(上限額)
地域活性化※1	除却工事などの費用の4/5	200万円

※1 地域活性化のために町内会やNPO法人などが跡地を10年間管理すること

リフォーム補助

制度の詳細はこちらから →



一般リフォーム 地域活性化リフォーム

空家等のリフォーム費用の一部補助を行っています。

区分	補助率	補助額(上限額)
一般	リフォーム工事などの費用の1/3	50万円
地域活性化※2	リフォーム工事などの費用の2/3	150万円

※2 地域活性化のために町内会やNPO法人などがリフォーム後に10年間管理すること

診断補助

制度の詳細はこちらから →



空き家診断

空き家診断の費用の一部補助を行っています。

区分	補助額
旧耐震住宅※3	耐震診断と劣化診断の費用の一部 12万円~14.8万円
新耐震住宅	劣化診断の費用の一部 6万円

※3 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅

家財等処分補助

制度の詳細はこちらから →



家財処分 空き家バンク

空き家情報バンクに登録した空き家の家財道具等の処分や運搬の費用の一部補助を行っています。

補助率	補助額(上限額)
家財等の処分及び搬出にかかる費用の1/2	20万円

※4 空き家(空き家となる予定のものを含む)に関する情報を岡山市に登録し、空き家の利用を希望する方に情報提供を行う制度

注意事項

・各補助制度の要件など詳細はお問い合わせください。

・各補助の対象となる行為は、交付決定後に着手する必要があります、かつ、年度内に完了する必要があります。